

大雨で被災された方への 支援策

被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。

この冊子は、被災後の生活再建の一助となるよう支援の手続きに関して、概略をまとめたものです。

各種支援等を受けるに当たっては、罹災調査が必要になる場合があります。

令和8年8月
高岡市



目 次

1. はじめに（各種支援等を受けるに当たって）

罹災調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
罹災証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1

2. 被災された方への各種支援

災害見舞金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
市営住宅等への一時入居・・・・・・・・・・・・・・	1
生活福祉資金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
救援物資支給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
勤労者小口資金融資制度・・・・・・・・・・・・・・	2
富山県勤労者生活資金融資制度・・・・・・・・・・・・	2
災害ごみの処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
ボランティア依頼の受付・・・・・・・・・・・・・・	3
富山県交通遺児等激励金・・・・・・・・・・・・・・	3
被災時のこころのケア・・・・・・・・・・・・・・・・	3

3. 税・保険料・使用料の減免手続きなどについて

税・保険料などの減免・・・・・・・・・・・・・・・・	4
県税の減免・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
保育料の減免・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
就学援助制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
上下水道料金の減免・・・・・・・・・・・・・・・・	6
納税相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6

4. その他手続きなどについて

所得制限の特例措置・・・・・・・・・・・・・・・・	6
所得税の雑損控除・・・・・・・・・・・・・・・・	7
中小企業向け融資等・・・・・・・・・・・・・・・・	7
軽自動車廃止届・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
養護・特別養護老人ホーム等でのミドルステイ	8
土のう袋支給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
消石灰支給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8

5. 公共サービス関係手続きについて

水道・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
電話・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
ガス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
電気・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
郵便局・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9

巻末、リーフレット「浸水に伴う電気火災にご注意ください！！」・・・・・・・・	10
--	----

※1 ページ以降の表の見方

【支援等の例】

項目	内容	問合先	罹災調査	罹災証明書
税・保険料などの減免	○個人市・県民税 1月1日現在で高岡市に住所がある人に対し、前年の所得に基づき課される税	市民税課 (個人市民税第一係) TEL：20-1257 【庁舎2階①②番】 ページID：8614	必要	必要

- ・ ページ ID ： 高岡市 HP 内で該当のページを検索するときに使用する ID
- ・ 罹災調査 ： 必要 → 支援等を受けるためには、罹災調査が「必要」になります。
不要 → 支援等を受けるためには、罹災調査は「不要」です。
- ・ 罹災証明書： 必要 → 支援等を受けるためには、罹災証明書が「必要」になります。
不要 → 支援等を受けるためには、罹災証明書は「不要」です。

1. はじめに（支援等を受けるに当たって）

項目	内容	問合先	罹災調査	罹災証明書
罹災調査	各種支援等を受けるに当たり、罹災調査が必要になる場合があります。 ご自身で被災状況が分かる写真を撮影した上で、 <u>電話で申し込んでください</u> 。状況を聞き取り、調査の日程調整等を行います。	資産税課 Tel：20-1274 【庁舎2階⑧番】 ページID：12840		
罹災証明書	家屋の罹災調査を終えられた方に、被害の程度を証明する罹災証明書を発行します。	市民税課 Tel：20-1263 【庁舎2階③番】		

2. 被災された方への各種支援

項目	内容	問合先	罹災調査	罹災証明書
災害見舞金	住家に床上浸水の被害を受けた場合に、災害見舞金を支給します。 被災家屋の罹災調査の結果をもとに、対象となる世帯には支給に係る案内をします。	社会福祉課 （民生・総務係） Tel：20-1366 【庁舎1階⑫番】	<u>必要</u>	不要
市営住宅等への一時入居	住家に被害を受け、住家を確保することが困難と認められる場合、原則6か月の間（やむを得ない事情と認められる場合、1年間まで延長可）、使用料を免除した上で提供します（ただし、退去時には修繕費（清掃費等）が掛かります。）。 【罹災調査を受けた方で被害が認められた方】	建築政策課 （市営住宅係） Tel：20-1403 【庁舎6階】	<u>必要</u>	不要

項目	内容	問合せ先	罹災調査	罹災証明書
生活福祉資金【融資】	被害を受けたことにより、臨時に必要となる経費や緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、資金の貸付を行います。 ※貸付経費の内容によっては、罹災証明が必要な場合があります。	高岡市社会福祉協議会 Tel：23-2917 【清水町 1-7-30】 HP アドレス： http://www.takaoka-shakyo.or.jp/index.html	直接 問合せください	
救援物資支給	住家に床上浸水の被害を受けた場合に、日本赤十字社から救援物資（日用品セット、タオル、石鹸）が支給されます。	社会福祉課 （民生・総務係） Tel：20-1366 【庁舎 1 階⑫番】	不要	不要
勤労者小口資金融資制度【融資】	勤労者を対象に、日常生活に必要な小口資金の融資を行います。	商業雇用課 Tel：20-1297 【御旅屋セリオ】 北陸労働金庫 高岡支店 Tel：21-1323 ページ ID：4430	不要	不要
富山県勤労者生活資金融資制度【融資】	県内にお住まいで、同一の事業所に 1 年以上継続して勤務している方を対象に、災害復旧に必要な資金の融資を行います。	富山県労働政策課 Tel：076-444-3256	不要	<u>必要</u>
災害ごみの処理	少量の場合は、通常ごみと一緒にいつもの集積所に出してください。 大量に発生した場合は、自治会単位で設けた集積場（臨時仮置場）に出してください。ただし、市で処分できないもの（事業系、産業廃棄物、大雨災害で使用できなくなったもの以外のもの）は不可。詳細については、お問合せください。 ごみの片付けは、保険会社へ事前に承認を得てから行ってください。保険金の支払いに影響が出る場合があります。	環境政策課 Tel：22-2144 【長慶寺 640】	不要	不要

項目	内容	問合せ先	罹災調査	罹災証明書
ボランティア 依頼の 受付	浸水した家屋内の泥のかき出し や災害ごみの運び出し等の作業を 依頼したい方は、自治会単位で申 し出てください。	社会福祉課 (民生・総務係) Tel：20-1367 【庁舎1階】	不要	不要
富山県 交通 遺児等 激励金	交通事故又は災害等により、父 母等を失った20歳未満の学生等 に激励金の支給を行います。	市民生活課 Tel：20-1342 【庁舎7階】 県HPあり (富山県交通遺児等激励 金のご案内)	不要	不要
被災時 の こころ の ケア	保健師による面接・電話での相 談を行っています。 面接の場合は電話で申込みいた だきます。	健康増進課 Tel：20-1345 ページID：2297	不要	不要

3. 税・保険料・使用料の減免手続きなどについて

災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、税金の徴収猶予や減額、免除等を受けられる場合があります。

減免対象の基準（「半壊」「全壊」など損害の程度）や減免の割合について、事前に、問合先にご相談ください。

項目	内容	問合先	罹災調査	罹災証明書
税・保険料などの減免	○個人市・県民税 1月1日現在で高岡市に住所がある人に対し、前年の所得に基づき課される税	市民税課 （個人市民税第一係） TEL：20-1257 【庁舎2階①②番】 ページID：8614	<u>必要</u>	<u>必要</u>
	○固定資産税 1月1日現在の固定資産（土地・家屋・償却資産）の所有者に対し、その資産価格をもとに課せられる税	資産税課 （家屋係） TEL：20-1274 （土地係） TEL：20-1267 （償却資産係） TEL：20-1266 【庁舎2階⑧⑨⑩番】	<u>必要</u>	不要
	○国民年金保険料（第1号被保険者に限る） 20歳以上60歳未満の被保険者が納付する保険料	保険年金課 （後期高齢者医療・年金係） TEL：20-1362 【庁舎1階④番】 ページID：8323 高岡年金事務所 TEL：21-4180	<u>必要</u>	<u>必要</u>
	○国民健康保険税 病気やケガ等の医療費給付に係る保険税 ※ 納付期限を過ぎたもの及び前納したものは減免対象外	保険年金課 （国保資格・賦課係） TEL：20-1357 【庁舎1階①②番】 ページID：6133	<u>必要</u>	<u>必要</u>
	○国民健康保険一部負担金 医療機関受診の際に窓口で支払う一部負担金	保険年金課 （国保給付・健診係） TEL：20-1361 【庁舎1階①②番】 ページID：7297	<u>必要</u>	<u>必要</u>

項目	内容	問合先	罹災調査	罹災証明書
税・保険料などの減免	○後期高齢者医療保険料 75 歳以上の方、65 歳以上 75 歳未満で一定の障害があると認定を受けた方が納付する保険料	保険年金課 (後期高齢者医療・年金係) TEL: 20-1481 【庁舎 1 階③番】 ページ ID: 5880 富山県後期高齢者医療広域連合 事業課 TEL: 076-465-7502 (令和 8 年 8 月 31 日まで) TEL: 076-465-7503 (令和 8 年 9 月 1 日から)	<u>必要</u>	<u>必要</u>
	○介護保険料 4 月 1 日現在で高岡市に住所がある 65 歳以上の第 1 号被保険者に対し、前年の世帯の所得状況に基づき課される保険料	長寿福祉課 (介護資格・給付係) TEL: 20-1375 【庁舎 2 階⑪番】 ページ ID: 3768	<u>必要</u>	<u>必要</u> (全壊・半壊)
県税の減免	個人事業税、不動産取得税、自動車税、自動車税について、減免される場合があります。	富山県総合県税事務所 (個人事業税) TEL: 076-444-4506 (不動産取得税) TEL: 076-444-4505 (自動車税) TEL: 076-424-9211	直接 問合せください	
保育料の減免	災害等の理由により、所得に著しい変動が生じ、保育料の納入が困難と認められる場合、保育料の減免が受けられます。	子ども・子育て課 (入園・給付係) TEL: 20-1377 【庁舎 2 階⑮番】 ページ ID: 2140	<u>必要</u> (全壊・半壊)	不要
就学援助制度	災害により市・県民税の減免が認められる場合、小・中・義務教育学校の児童生徒の学用品費や給食費等の支給を行います。	教育委員会 学校教育課(指導係) TEL: 20-1451 【庁舎 5 階】 ページ ID: 3615	不要	不要

項目	内容	問合せ先	罹災調査	罹災証明書
上下水道料金の減免	床上・床下浸水等により、建物や敷地内の清掃に水道水を使用した場合に水道使用量が減免される場合があります。 【罹災調査を受けた方で被害が認められた方】	上下水道局 水道料金センター TEL：20-1616 【上下水道局庁舎 1 階営業課】	<u>必要</u>	不要
納税相談	市税等を一時に納付することが困難な理由がある場合には、分割納付や納税猶予制度が適用される場合があります。	納税課 (収納係) TEL：20-1277 【庁舎 2 階⑦番】 ページ ID： 納税相談 6306 納税猶予制度 5866	不要	不要

4. その他手続きなどについて

項目	内容	問合せ先	罹災調査	罹災証明書
所得制限の特例措置	○特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当 ○特別児童扶養手当、児童扶養手当 上記について、災害等により、住宅・家財等の価格の概ね 1/2 以上の損害を受けられた方は、その損害を受けた月から翌年 7 月 (児童扶養手当は翌年 10 月) までに支給される手当については、所得による支給制限を受けません。 ※ 翌年に損害を受けた年の所得が所得制限限度額以上であると分かったときは、特例で支給された手当を返還する必要があります。	社会福祉課 (障害福祉係) TEL：20-1369 【庁舎 1 階⑪番】 子ども・子育て課 (家庭福祉係) TEL：20-1381 【庁舎 2 階⑯番】 ページ ID：12268	<u>必要</u>	不要

項目	内容	問合せ先	罹災調査	罹災証明書
所得制限の特例措置	○ひとり親家庭等医療費助成の特例措置 ひとり親家庭の父若しくは母、又は養育者で風水害等の災害により、住宅・家財等の被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格の概ね 1/2 以上の損害を受けられた方は、所得が限度額を超えていても損害を受けた月から翌年の 10 月 31 日まで医療費助成を受けることができます。	子ども・子育て課 （家庭福祉係） TEL：20-1381 【庁舎 2 階⑩番】	<u>必要</u>	不要
所得税の雑損控除	災害等による損失が生じたとき、損失した金額と保険金によって補填された金額の差が生じた場合、所得税の雑損控除として確定申告すると税金が戻る場合があります。	高岡税務署 TEL：21-2501	直接 問合せください	
中小企業向け融資等	○中小企業融資制度 （災害対応資金） 過去 1 年以内の災害により、経営の安定に支障が生じている中小企業の方に対し、円滑な資金繰りを支援します。	産業企画課 （総務・金融係） TEL：20-1286 【庁舎 4 階】 ページ ID：5498	<u>必要</u>	<u>必要</u>
	○農業近代化資金利子助成 被災した農業機械類の復旧に係る経費を借りるに当たり、融資額に係る金利の一部補助を行います。 （金利が 1%を超えた部分について、県と市で 1/2 ずつ助成。）	農業水産課 （農政係） TEL：20-1308 【庁舎 4 階】 HP なし	不要	不要

項目	内容	問合せ先	罹災調査	罹災証明書
軽自動車 廃車届	軽自動車が被災し使用不能となった場合、廃車届の提出が必要となります。届出がされない場合、賦課期日4月1日現在の納税義務者として、軽自動車税が課税されます。 四輪軽自動車： 軽自動車検査協会富山事務所 126cc以上の二輪バイク： 北陸信越運輸局富山支局 原動機付自転車（125cc以下） 小型特殊自動車： 市民税課法人市民税・諸税係	市民税課 (法人市民税・諸税係) TEL：20-1263 【庁舎2階③番】 軽自動車検査協会 富山事務所 TEL:050-3816-1852 北陸信越運輸局 富山支局 TEL:050-5540-2044 ページID：7134	不要	不要
養護・ 特別養 護老人 ホーム 等での ミドル ステイ	被災により中期にわたり在宅での生活が困難な場合、特別養護老人ホーム等に一時的に入所できます。	長寿福祉課 (地域包括ケア推進係) TEL：20-1165 【庁舎2階③番】 ページID：2609	不要	不要
土のう 袋支給	単位自治会ごとに、必要な数量を支給します。	環境政策課 TEL：22-2144 【長慶寺640】	不要	不要
消石灰 支給	単位自治会ごとに、必要な数量を支給します。	環境政策課 TEL：22-2144 【長慶寺640】	不要	不要

5. 公共サービス関係手続きについて

項目	内容	問合せ先
水道	新たに水道・下水道をご使用になるときや、ご使用を中止されるときは、水道料金センターへご連絡ください。	上下水道局 水道料金センター TEL：20-1616 【上下水道局庁舎 1階営業課】 ページID:7891
電話	必要な手続きの詳細については、個別にお問い合わせ下さい。	NTT西日本 TEL：116 (一般電話から) TEL：0800-2000116 (携帯電話から)
ガス	ご利用のガス会社にご確認下さい。ガス会社が、メーターを外すなど閉栓処置を行います。 ※ プロパンガスは、取扱業者にお問い合わせ下さい。	高岡ガス TEL：22-0709
電気	ご利用の電力会社にご連絡下さい。 電気配線の修理・補修が必要な場合は、電気工事業者に依頼して下さい。	
郵便局	最寄りの郵便局で転居届に新旧住所などを記入して提出すると、旧住所宛の郵便物は1年間新住所に転送されます。 被災建物の復旧後、旧住所に戻る場合は、再度転居届の手続きが必要です。	

浸水に伴う電気火災

にご注意ください！！



浸水に伴う電気火災

床上浸水等により水没した電気機器・配線器具等を使用した場合や水害等による停電が復旧し再通電した場合に火災が発生するおそれがあります。

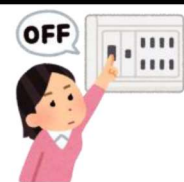
注意事項に☑

① 床上浸水した時

- 電気機器のスイッチを切るとともに、電源プラグをコンセントから抜いておく。



- 自宅等を離れる際は、ブレーカーを落としておく。



② 使用を再開する時

- 電気機器・配線器具等の使用を再開する場合は、配線やコードが損傷していないか、燃えやすいものが近くにないかなど、十分に安全を確認する。



- 床上浸水した場合、ブレーカーは戻さず電気業者等による点検をお願いします。
また、安全が確認できない場合は使用しない。



(重要)

使用を再開した後に、煙の発生等の異常を発見した場合は、直ちにブレーカーを落とし、管轄消防署に連絡してください。



高岡市消防本部

(問合先)

予 防 課 0766-22-3132
伏木消防署 0766-44-1122
福岡消防署 0766-64-3305

高岡消防署 0766-22-0119
戸出消防署 0766-63-0045
氷見消防署 0766-74-8300